

## 八代市子育て世帯訪問支援事業業務実施事業者募集要項

1. 業務の名称 八代市子育て世帯訪問支援事業

2. 事業実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

### 3. 目的

家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー(障害又は疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている児童をいう。)等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が当該家庭に訪問し、家事、育児等を支援することを目的とする。

### 4. 業務の概要

八代市(以下「委託者」という。)は、上記業務を子育て世帯訪問支援事業登録事業者(以下「受託事業者」という。)に委託して実施するものとする。

委託業務の実施に当たっては、八代市子育て世帯訪問支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)に準じ適切に行うとともに、この事業の利用者が養育及び子育て支援の必要な家庭であることを十分自覚し、利用者への安全配慮、サービス提供には特に意を用いて遂行する。

### 5. 業務の仕様

別紙「八代市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

### 6. 応募要件

事業の実施に対して意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱(平成20年八代市告示第103号)第2条第4号及び第5号に該当しないこと。
- (3) 八代市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に滞納がないこと。
- (4) 本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと
- (5) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する事業者
  - (ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者
  - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項及び障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の7の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者
  - (ウ) 事業の安定した運営及び適切な事業実施が確保できると認められる社会福祉法人等

- (6) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

## 7. 応募について

### (1) 募集スケジュール

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ① 八代市ホームページでの公募開始 | 令和6年3月4日(月)              |
| ② 応募書類提出受付期間      | 令和6年3月4日(月)～令和6年3月15日(金) |
| ③ 審査結果通知予定        | 令和6年3月下旬頃                |
| ④ 委託契約予定日         | 令和6年4月1日(月)              |

### (2) 提出方法

提出書類をこども未来課まで持参または郵送とする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

### (3) 提出期限

令和6年3月15日(金)(必着) ※ただし、土日祝日を除く。

### (3) 提出書類

- ① 子育て世帯訪問支援事業登録申請書(様式第1号)
  - ② 子育て世帯訪問支援事業事業者申請にかかる誓約書(様式第2号)
  - ③ 事業者の概要(様式第3号)
  - ④ 指定書の写し(指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者の場合)又は法人等の概要がわかるもの
  - ⑤ 定款又は登記事項証明書
- ただし、令和5年度の登録事業者においては、内容に変更のない限り④⑤については省略可とする。

## 8. 審査等

書類審査の上、結果を通知する。

子育て世帯訪問支援事業の実施事業者として、本市が適当であると判断した場合、登録事業者として登録し、委託契約締結のうえ、業務を実施する。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 6の応募要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

#### 10. その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出期限後の書類の追加・修正・差替はできない。
- (3) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、当該審査以外の目的で応募事業者に無断で使用しない。

#### 11. 連絡先及び応募書類提出先

〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市健康福祉部こども未来課

電話：0965-33-8721

FAX：0965-33-4279

E-mail：[kodomo@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:kodomo@city.yatsushiro.lg.jp)